

## I サービスの向上について

## 2 施設の維持管理について

## (1) 施設及び設備の維持管理の実施方針について

ア 清掃業務、保守点検業務、修繕業務、受付業務、警備業務等の実施方針について

(清掃業務、保守点検業務、修繕業務、受付業務、警備業務等を適切に行うため、経費節減の視点を踏まえた上で、有資格者等を含めた十分な人員の配置や、委託を行う場合の業務水準確保に向けた取組等について、記載してください。)

法令又はそれに準じた指針等に基づき業務を行うことを前提にしていますが、その他、以下に掲げる点についても施設・清掃・設備維持管理における最重要課題として取り組みます。なお、委託をする業務の内容については、基本的に条件付きの一般競争入札制度ではありますが、予算管理や効率化、施設が求める基準を十分に満たすことのできる等を競争入札参加申請時に確認にできるようにし、その業務履行水準を保ち、また施設の維持管理に関わる不測の事態が起きた際にも迅速かつ適切に対応できる業者を選定します。

## &lt;清掃業務&gt;

本業務の日常清掃と定期清掃は、他社への業務委託にて行いますが、快適な施設空間を維持していくために、以下の内容で業者と日々、連携していきます。



- (ア) トイレ、給湯室、事務所、各展示室、その他各室等細菌の発生元となりやすい箇所について消毒効果を伴う資材（洗剤等）を使用することにより、施設内感染防止に努めます。
- (イ) 使用資材は、経費節減及び環境保護の観点から使用を最小限に留めるとともに、月毎の使用実績を記録し、在庫管理を定期的に行います。
- (ウ) 使用する資機材、洗剤等は環境に優しいものを使用致します。
- (エ) 適材人員を配置し、優良なクリーンスタッフによる清掃方法により、無駄な作業を無くしコスト削減を推進致します。
- (オ) 当該施設の清潔さの維持、建物そのものの傷みや老朽化等への予防策としての適切な清掃用具・道具（環境に優しい道具）、あーすぶらぎの資／機材、備品を傷めないような作業

方法を採る等、工夫に努めます。

#### <保守点検業務>

本業務は、他社への業務委託にて行いますが、業者選定にあたっては県内に営業拠点を置く、信頼性の高い業者を優先して採用し、適切な業務実施に努めます。なお、対象となる点検機材は特殊かつ古いタイプがほとんどであるため、取扱業者は限定されますが、事前の打合せ等詳細に行うことで保守点検を確実に遂行します。



#### <受付案内業務及びホール運営管理業務>

本業務に関しても他社への業務委託にて対応しますが、業者選定にあたっては上述した通り県内に拠点を持ち、経験豊富な人員の配置が可能な業者と契約し、適切な業務実施に努めます。また、受付案内員のリーダーには「普通救命講習」の受講を義務づけ、AED 操作等救命技能を有する人材を配置します。

さらに、ホール運営管理業務では、専門性（同規模の業種での10年以上の経験等）の高い人材を配置できるよう業者選定には配慮します。



#### <保安警備業務>

本業務に関しても他社への業務委託にて対応しますが、犯罪や災害の発生を警戒・防止し、財産の保全と利用者の安全を守るため、当会職員が保安警備の意識を持って日常の業務にあたるよう、日々の教育を徹底します。

受付等において来館者の施設利用状況の確認を行い、不審者侵入の未然防止に努めます。なお、以下の事案等へは、当会職員と保安・警備業務を委託する業者との密接な連携によって確実かつ素早い判断をもって対処します。

- (ア) 施設内外における迷惑行為（施設利用のルールに従わない行為）への注意喚起
- (イ) 施設内での置き引き・盗難等への予防措置と監視モニターによる事案への対応
- (ウ) 事故や事件、傷病人が発生した場合の警察への通報および救急車等の手配を職員と協力

して行う

- (エ) 地震・火災・その他自然災害等への対応は、365日、24時間の複数体制とし、館長・副館長等への適宜・迅速な通報を行う



- イ 施設及び設備や展示機器の維持管理や修繕に対する考え方について

(参考資料4「神奈川県立地球市民かながわプラザ 維持管理及び運営等に関する業務の基準」「5 施設の管理に関する業務の基準」の(2)修繕に関する業務について、長期的な視点からの維持管理や計画的な予防保全の取組、不具合が発生した場合の対応等施設、設備及び備品等(展示物を含む)の維持管理や修繕に対する考え方を記載してください。)

上述、I-2(1)アでは、施設または設備の日常での維持管理の方針、またそれに係る留意点について触れました。以下では、現時点のそれぞれの課題について触れ、その上でそれぞれへの対応について等、触れることにします。

- (ア) 施設の保守管理について

機械室やエレベーターの昇降路、防災センター、等々の天井からの雨漏りのような状態が続いています。これに関し業者の方からは、大雨のさ中でない限り、原因となる場所の特定は難しいと言われていています。これらはバックヤードでの現状ですが、こうしたことが貸室等で起こらないよう、補修等の常の備えは管理側が考える以上に留意しなければなりません。

- (イ) 設備の保守管理について

施設に限らず、設備にも同じことが言えます。来館者の利用がある、施設内7つのエレベーターの全ては一般的なエレベーターの形状とは異なり、メンテナンスをすることのできる業者は限られており、またその際の必要部品は現在、製造されていないものが多くあります。曲面状になっているエレベータードアはその代表であり、4枚のドアそれぞれの上下にあるハンガーローラーという部品は現在、あーすぶらざのエレベータードア用のものがなく、通常の平面状のエレベータードア用のハンガーローラーを代用している状態であり、頻繁にドアの開閉不調が起きる原因になっています。

これを、形状が特殊なエレベーターだけではなく電気や空調、そうした全ての設備の不調は利用者、来館者の健康に直結することもあり、具体的な常の備え、業者とのコミュニケーションや部品の確保等は記録として残し、これまでのトラブルシューティングの積み重ねは欠かせないものと感じます。

(ウ) 展示物を含む備品等の保守管理及び修繕に関すること

年間9万人（R05年度）が訪れる5階常設展示室は、ハンズオンの手法を使った展示室であるため、経年劣化が著しいのが特徴です。当会は、職員が毎朝、展示室開室前に入念な点検作業を行うことで、展示物の状態を確認し、劣化・破損・故障・紛失があった場合に直ちに修繕を行います。

① 実物展示に破損があった場合

こどもの国際理解展示室は、実物展示が多いため破損が多く見受けられます。展示保守担当職員を配置し、ボンドによる接着から衣装や楽器の修理・補修等、多岐にわたる修繕に対応します。

② 機器の故障があった場合

メンテナンス委託業者に直ちに連絡し、修理の手配を行います。機器に関しては、高額になる場合があるため、その仕様の見直しをするとともに、廉価な業者を見つける努力を行い経費節約を考えつつ、短時間で原状復帰を目指します。

③ 破損・紛失防止策

観覧者には、展示物の利用の方法をわかりやすく伝えたり、展示物の破損・紛失を未然に防止する仕組みをつくったりします。例えば、楽器のそばには、「やさしくたたいてね（▽）」のマークや、使用した後に元の位置に戻すための誘導マーク等です。



（上段）こどもの国際理解展示室

（左下）こどもファンタジー展示室

（右下）国際平和展示室



(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

## I サービスの向上について

## 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

## (1) サービス向上及び利用促進に向けた取組について

子どもや障がい者、外国籍県民等多様な利用者に配慮しつつ、以下の事項について記載してください。

ア より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等

(施設の設置目的を踏まえ、サービスの向上や利用者の増加に向けて行う事業の実施方針等について記入してください。)

## (ア) &lt;現状分析&gt;

現在、常設展示室や企画展示室における中学生、高校生、大学生の利用者が少ないことが課題です。

幼児を対象とするイベントを実施することで来館者増につながります。幼児と父母や祖父母が共に来場する可能性があるからです。

幼児や小学校低学年生等は校外学習での来館をきっかけに、その後に家族と再訪するケースもあります。

利用ルールを守らない利用者も増え、その対策や来館者の安心・安全な利用のために不審者等への対策に運営側での一層の注意と情報の共有が必要になっています。

## (イ) &lt;実施方針&gt;

- ① 企画展を中心とする比較的大きなイベントでは、幼児から小学校低学年生に理解しやすい形態としながらも、その内容は、SDGs をからませた内容にすることで、中学生、高校生、大学生の利用者の増加を狙います。
- ② 公共施設であるという性格上、施設・機材等大きな予算を伴うリニューアルを提案するより、NPO 等を中心とする地域の方々が自由な発想で地球規模の課題に取り組み、その手助けを私たちが行うことがより現実的であろうと考えます。
- ③ 情報フォーラムを、外国籍県民や留学生と県民との交流を場とし、日本語教室や交流会の企画・実施の支援を行います。
- ④ 常設展示室については展示内容に関連して来館者がより興味を持てるような補助教材の配置や資料提供等の工夫を図り、来館後も展示テーマへの関心が持続するような働きかけを促進するとともにリピーターの増加に努めます。
- ⑤ 関連テーマに関して、近隣の大学・高校、NPO、地域の各団体、ボランティア組織等と連携を強化し、地域社会との協働を通じた事業への取組を図り、時代のニーズに応えるとともに認知度の向上を目指します。

- ⑥ あーすぷらざの目的のひとつである「子どもの豊かな感性の育成」という側面から、0～2歳児に配慮し、ラウンジに子ども用ローテーブルを設置します。また、ベビーキープが設置されているトイレには、乳児がトイレの鍵を外してしまうことがないよう二重ロックにする、授乳室を整備するなどを行い、子育て支援が必要な層の来館増を目指します。

また、ラウンジの一部に親子スペースを設置し、乳児と保護者が気兼ねなく過ごせるスペースを確保します。

写真：二重ロックのトイレ



イメージ写真：親子スペース



- ⑦ 利用ルールの順守に関し、アトリウムまたはアプローチデッキ等、いわゆる「みんなで使う場所」で、一部の大規模団体（プラザホールでダンスイベントを行う、等団体）による飲食やダンス等でその場所を占有するような振舞いが時折あります。利用責任者に対し、当該団体全利用者へ注意喚起等の徹底を依頼していきます。

- ⑧ 不審者または迷惑行為者についての注意喚起物は常に更新し目立つように貼り紙等お知らせでし、防犯・警備体制、その他関係設備等も隙を作らないようにします。

注意喚起掲示物



イ より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等

(施設の認知度向上、展示室観覧や事業への参加等利用促進、貸出施設の利用率向上に向けた効果的・効率的な広報・PR活動について、記載してください。特に、ホームページやSNSでの広報や学校への広報は具体的な内容を記載してください。)

(ア) <現状分析>

ホームページ、SNS、館内チラシ・ポスター、県民センターおよび栄区役所でのポスター掲示、県内公共機関への定期便チラシ配布、県広報誌や横浜市広報誌への掲載のほか、企画展や大きなイベントでは、プレスリリースの発信、ターゲットに合わせたチラシの発送を行っています。



(イ) <実施方針>

① あーすぶらざホームページは、2018年度に、カナガワビエンナーレ国際児童画展のホームページは、2021年度にリニューアルしました。スマートフォンからのアクセスしやすいレイアウトや、初見で情報が得やすいスライドバナーの利用を柔軟に行っていきます。

② 一定の効果が確認された SNS 有料広告や、有料広報サイトを利用し、スマホ世代へのアプローチを効率よく行います。

③ 貸出施設の利用は、会社の内定式、入社式、大学の入学説明会、入学式、オリエンテーションでの利用促進のため、近隣の企業や大学などターゲットを絞って広報を行います。



④ 学校への広報は年3回発行している「かべ新聞」を活用します。県下全小学校・中学校に「かべ新聞」を教育教材としての利用してもらうとともに、あーすぶらざへの来館のきっかけ作りを行います。

⑤ シニア層にあーすぶらざの情報を的確に届けるために、既存の公共施設へのチラシ発送は継続し、新たに近隣シルバー人材センターや近隣診療所・薬局などへもチラシを発送します。

ウ 指定期間中の年度の目標来館者数を設定し、設定の考え方も併せて記載してください。

#### 地球市民かながわプラザ来館者数

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
来館者数	480,000人	500,000人	510,000人	520,000人	530,000人

#### <設定の考え方>

上述、1(1)ア(イ)で事業利用者数を55万人と設定しました。この事業利用者数は、館外(アウトリーチ)で行った事業で、例えば、出前・出張講座やカナガワビエンナーレ国際児童画展巡回展、あーすぷらざが共催・後援・協力したイベントなどが該当し、当会は来館者数にとどまらず、県内全域であーすぷらざが持つ資源の活用を図り、事業利用者数の増加を目指します。※事業利用者数は月報にてご報告をします。

本題に戻り、その来館者数の設定について、コロナ禍以前の過去5年毎の来館者数の伸び率を参考にそれを5年間で均し、その数字の上にプラスアルファの数字を載せています。

- 令和7年度来館者数；46万人(コロナ禍以前の水準)
- コロナ禍以前を5年毎に区切った上でその平均を算出、38,592増(算出根拠：(22,126増(H26-31)+81,846増(H21-26)+29,153増(H16-21)+21,244増(H11-16))/4)
- 5年間の増加数を38,592と仮置きし、その上でプラスアルファを10,000人として上乘せし50,000を増加数とし、この5年間の来館者数の推移を480,000→53,000、とした。



(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

## I サービスの向上について

エ サービス向上のために行う利用者ニーズ等の把握及びその内容の事業等への反映の仕組等

(利用者の意見・要望の把握方法や施設運営への反映の取組について、記載してください。また、苦情処理や利用者とのトラブル発生時の対応について、事前の体制整備も含めて、記載してください。)

(ア) <利用者の意見・要望の把握方法や施設運営への反映の取組について>

- ① 簡易アンケートを、各イベント(企画展、映画、講演会等)で実施し、アンケート結果を分析し、次回以降の事業に反映させます。
- ② 受付(事務室、総合窓口、図書館・情報フォーラム、常設展示室)で利用者からのご意見や反応を観察しながら、担当者をご指摘やご要望等をまとめ、作成した報告書を館長が確認し、改善すべきかどうか判断します。月例報告書にまとめ即応すべきかどうかを記録し、県へ報告します。
- ③ 利用者満足度調査は毎年11月に1か月間実施します。母数300件以上をとりまとめ、改善計画に反映します。300件以上にならない際は、県と相談の上で聞き取り期間を延ばす等します。

(イ) <苦情処理や利用者とのトラブル発生時の対応について>

- ① アンケートや電話等で苦情やトラブルが発生した場合は、担当者(委託業者の受付を含む)が対応します。窓口対応で収まらない場合は、担当チームチーフもしくはマネジャーが対応します。その内容によっては、館長が対応します。
- ② 当会がルールに則り正しい判断と対応であったとしても、利用者には不愉快な思いをさせてはならないと考えます。丁寧な説明と対応を心掛け、時間をかけてでも利用者の納得を得るように努める対応の基本を全職員に徹底します。
- ③ トラブルについては、重大な事案は即刻、国際課へ通報し月例報告書に記載します。

オ 障がい者や外国籍県民等、配慮が必要な利用者への対応

(誰もが安心して利用できるよう障がい者や外国籍県民への配慮等について記載してください。)

(ア) 配慮が必要な利用者への対応

配慮等が必要な利用者への対応については、以下の通り基本的な枠組みを整備し、また改善も進めています。

① 障がい者への対応

- ・ 校外学習における支援学校等からの受入  
支援学校などの受入れは、排せつ介助・食事介助の際に必要なスペースを確保します。また、常設展示室の観覧は、展示ボランティアの配置人数を増やすなど、丁寧

な対応をします。

- バリアフリー化、等  
スロープなどによる段差解消を行います。  
あーすぶらぎホームページにバリアフリーマップを掲載します。

## ② 外国籍県民への対応

- 標記などには、多言語化、ルビふり化をすすめます。
- 全職員が「やさしい日本語」を使用し、サポートを行います。

## (イ) 手話言語条例への対応

指定管理者の責務として、手話通訳者の協力を得て手話の普及等を推進することは、神奈川県手話言語条例に明記されています。あーすぶらぎが果たすことを期待される機能に、多文化共生の地域社会づくり、があります。

多文化の社会とは、多数が対等な関係を築く社会であり、例えば日本と外国というような違いを意識させられるものではなく、お互いがあるがままに受け入れるものです。このことは国だけに当てはまるものではなく、世代や性別、様々な違いを多文化と捉え、その違いを受容する社会、そしてそれらが共生した社会が多文化共生社会であり、その社会づくり、実現が目指すべきものの一つです。障がいのあるなし、それを違いと捉えるのではなく多文化の一面と捉えることは、国や世代、性別等と同じことです。

なお、このことについてはⅢ-3（3）ウで、取組案について記載をしています。

### • 手話言語条例

「手話の理解」として；

- ① 県民向けの手話講習会の開催
- ② 学びの中での手話やろう者、盲ろう者への理解を深める
- ③ （理解を深めるための）リーフレットや動画等の作成
- ④ 手話への関心を高めるためのイベントの実施

「手話の学び」として；

- ⑤ （上②に同じ）
- ⑥ 手話の学びの機会を作り、支援を進める
- ⑦ 教員向けの研修等の充実
- ⑧ 学習冊子や動画等の作成

「手話を使う環境づくり」として；

- ⑨ 手話による情報獲得の場、手話が使える機会の充実
- ⑩ 非常時に手話が使える環境づくりを促す
- ⑪ 手話通訳者等の計画的な養成に努める
- ⑫ 手話通訳者が派遣される機会を拡充する



カ 施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

(設置目的を踏まえ、施設の特徴をより効果的に活かし、サービスの向上や利用促進に向けて行う自主事業について、規模・経費面から実現可能なものを記載してください。)

当会は途上国でのボランティア経験者が中心の団体です。職員自身が経験した体験そのものが貴重な教材となり得、国際理解教育や国際協力に関するワークショップ等を実施するにあたり、そうしたものをハンズオン教材／展示とし、開発教育、異文化体験プログラム等の場で活用し／されてきました。

加えて、我々のネットワークはおそらく、他に類を見ない特徴的な分野や人を網羅するネットワークであり、例えば、こどもの国際理解展示室を使って現地の生活様式や民族衣装、民族楽器等の活用は、今後も続けることができます。また、高齢者をはじめとしたさまざまな年代の人々や子どもたち、障がいをもった方々、外国籍の方々、それこそいろいろな背景を持つ人々が、心地よく安心して過ごすことができる空間をこれからも提供したいと考えます。

#### (ア) グローバル人材育成プログラムの強化

国連が提唱する SDGs「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)ですが、この SDGs は、あーすぷらざの目的・機能と共通すると考えています。さらに県が掲げる「ともに生きる社会かながわ」にも繋がるものです。この SDGs のスローガンにある「誰一人とりのこさない世界の実現」、世界的な飢餓をなくし、男女平等を進め、食品ロスを減らし、温暖化を食い止める。最貧国に生まれたから、女性の社会進出が許されないから、太平洋に浮かぶ小島だから、世界の発展から取り残されても仕方ない、ということではなく、そう言わずに頑張ろう、というものです。SDGs の思いは、「世界の持続可能な開発・発展・成長・活性化・にぎわいを通して、誰一人とりのこさない世界の実現を目指す」ということであり、これは多文化共生社会の思いと重なっています。



当会はこれまで SDGs にもつながる「生涯活躍のまちづくり」への取組を始めています。多世代、多文化交流、多様性(ダイバーシティ)という、高齢者や子ども、障がい者、外国人、地域の皆さんが共に暮らせる街を、国、地方自治体、地域住民と連携し進めています。「世の中にはいろいろな人がいて、それぞれ助け合って生きている、だから社会的に必要とされない人は存在しない」「人が原点、無視されない社会」。私たちは、あーすぷらざでも、そんな思いを共有しながら関係者と仕事を進めることが出来るよう努めて行きたいと思っています。

#### (イ) 地域社会との交流事業推進

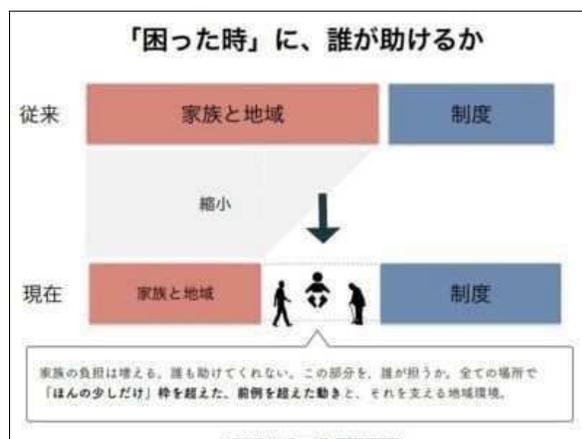
年齢や国籍、障がいの有無に関わらず、様々な人が共に暮らせる街づくりに取り組んでいきたいと考えます。お年寄りや子どもたち、障がいのある人や学生等が、それぞれの長所を寄せ合い、誰もが関わりたくなる暖かい思いやりに溢れたコミュニティの形成を実現していきたいと考えます。これらの取組は自治体や各メディア等から大きな注目を浴び、各方面から期待が寄せられています。住む場所を決め

る際にはいろんな条件を考慮するでしょうが、「快適にいろんな人と関わることができる場所」に惹かれて人びとが集まっているということに、私たちはこれからの街づくりのヒントがあると考えています。

あ一すぶらざは、お年寄りや子どもたち、障がいのある人や学生、外国籍県民等が、それぞれの長所を寄せ合い、誰もが関わりたくなる暖かい思いやりに溢れるあ一すぶらざを実現していきたいと考えます。困ったときには誰が助けるのでしょうか。今までは、家庭に何かあった時には家族と地域で助ける、さらに必要であれば行政の制度が助ける、という形ができていました。

しかし、現代では核家族化が進んだことで、二世帯・三世帯で同居する家庭が少なくなる一方、ひとり親家庭が増えています。また、地域の繋がりも縮小し、隣近所に頼れる人がいない家庭も増加しました。こうした変化が起きた結果、社会に狭間が空いてしまい、その狭間に落ちてしまった人が「困っても誰も助けてくれない」というのが、現在直面する社会問題の大きな構造だと考えています。それを解決する道は障害の有無、性別、年齢、国籍、文化、人種や宗教、性的指向などあらゆる違いのある人が存在するのが社会です。そんな当たり前のことを再確認し、違いを恐れずお互いを知って認め合おうという「ごちゃまぜ」の場所づくりを目指しています。大人も子どもも、障害のあるないも、男も女も、日本人も外国人も、動物も。あらゆる違いのある存在と一緒に楽しく時間を過ごす場所です。日常の中で交流できる居場所を作って行こうと思います。イベントばかりではありませんが、音楽だったり、ダンスだったり、スポーツだったり、ゲームだったり、皆さんが集える場所にして行きたいと思います。地域の方々が口にする「温泉施設があればみんな行くよね」という希望もどこかで叶えることができれば、さらに「ごちゃまぜ」が進むことになると思います。

これからも神奈川県や栄区役所、地域の自治会、商店街、文化機関、スポーツ機関、大学、高校等多くの方々と街のイベントや交流等に関わることで、地域になくてはならないあ一すぶらざを築いて行きたいと思います。



(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

## I サービスの向上について

## (2) 利用料金制について

## ア 利用料金の設定について

(施設等の利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定めることができます。過去3年間の収支決算状況、利用料金収入等内訳、施設利用実績等(参考資料6から8)を参考にして、料金設定の考え方と内容を記載してください。また、利用者サービスの向上及び利用促進の観点から、観覧利用料金の柔軟な料金設定や割引措置等について、記載してください。)

## (ア) 施設利用料金は現状維持

施設利用料金については、上記のとおり、減免及び施設料金はプラザ条例通りの設定金額にて対応します。ただ昨今の水光熱費など物価高騰、さらに人件費の高騰により施設使用料については県と協議を重ねて行きたく考えています。

## (イ) 観覧料金は現状維持

2016年度に値下げをして以来観覧料金を変えていませんが、物価の高騰、他方では実質賃金の値下がり等、勘案すべきことはあり、関係部署、県国際課とも話し合いを通して、今後検討したいと考えています。

## (ウ) 常設展示室観覧者増のための取組として

## ① 回数券等の導入したリピーター層の取り込み

10回分のチケットをまとめて購入した際1回分無料券を付与する、または、観覧券10枚分を集めると1回分無料になるなど、リピーター層に刺さる仕組みを作ります。

## ② スタンプカードの発行による継続利用

来館時にスタンプを押し、スタンプ5個で最初の特典、スタンプ10個で次の特典が受けられます。その後も15個、20個と特典を設定し、来館者の継続利用を促します。

## ③ ノベルティグッズの作成

缶バッジを複数の種類を準備、コンプリートを目指し繰り返し来館することを狙います。更に、コンプリートの際はオリジナルノベルティグッズがもらえるなど、来館者が楽しめる仕掛けを作ります。ノベルティグッズはSNSでの拡散を狙い、映えるグッズを作成します。

## イ 減免の考え方について

(指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により利用料金を減免することができます。どのような考え方に基づき、減免基準を定めるか記載してください。)

(ア) 減免については、プラザ条例第13条に基づく利用料金減免基準(参考資料9)をそのまま継承して設置申請します。

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

## I サービスの向上について

## (3) 提案事業の実施について

(施設の設置目的を踏まえ、その特性を生かした効果的な事業の実施)

参考資料4「神奈川県立地球市民かながわプラザ 維持管理及び運営等に関する業務の基準」の「2 プラザ事業に関する業務の基準」に記載した(1) AからJまで、(2) AからEまで、(3) AからEまでを、項目毎((1) A展示学習事業、(1) B展示企画事業・・・)に別業とし、別紙「神奈川県立地球市民かながわプラザ第5期指定管理者選定基準」の評価の視点に掲げる項目(「多文化共生や国際的理解、地球的規模の課題等に対する理解を深めるための各種企画及び展示内容の充実」、「非核・平和意識の普及を促進するための各種企画及び展示内容の充実」、「地域における多文化理解の促進のための各種企画、図書・映像等の閲覧・視聴サービスの充実」、「外国籍県民がくらしやすい環境づくりのための相談サービス機能の充実」、「NPO等が行う国際交流・協力活動、多文化共生活動に対する支援の充実」)を踏まえ、施設の設置目的実現に向けた事業実施の考え方、提案内容及び事業の収支計画を記載してください。また、展示内容の充実及び機器の更新等に関する取組及びアウトリーチに関する取組については特記してください。

下記5項目達成のため、各企画・整備を行っていきます。

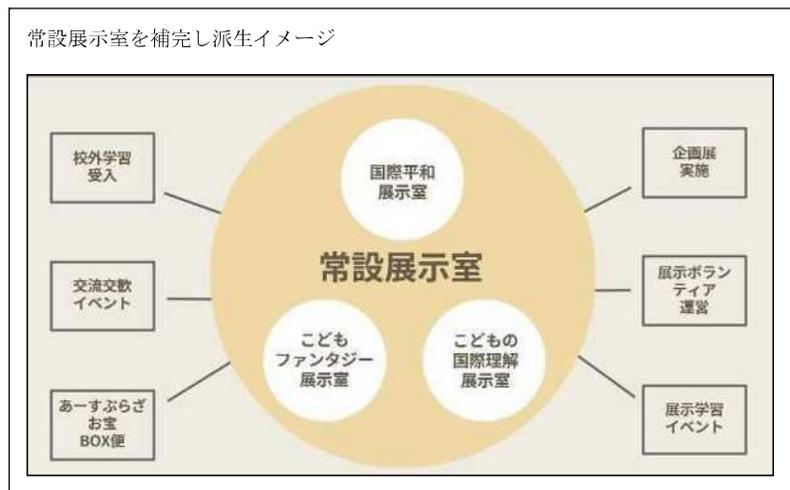
- ① 多文化共生や国際的理解、地球的規模の課題等に対する理解を深めるための各種企画及び展示内容の充実
- ② 非核・平和意識の普及を促進するための各種企画及び展示内容の充実を行います。
- ③ 地域における多文化理解の促進のための各種企画、図書・映像等の閲覧・視聴サービスの充実
- ④ 外国籍県民がくらしやすい環境づくりのための相談サービス機能の充実
- ⑤ NPO等が行う国際交流・協力活動、多文化共生活動に対する支援の充実



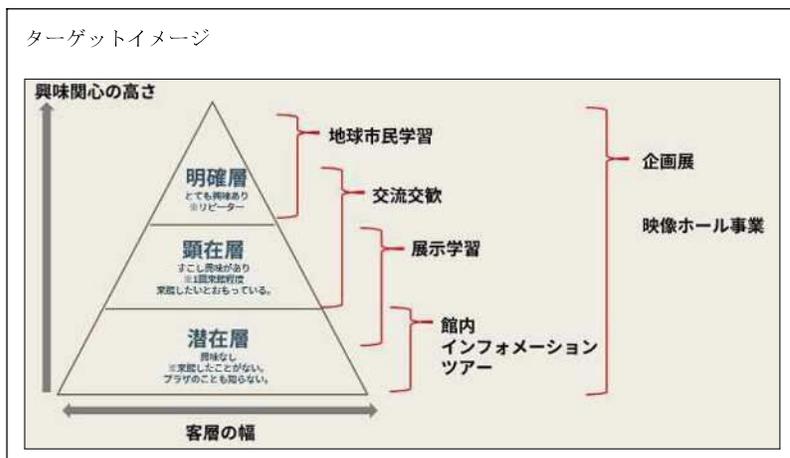
写真：あーすぶらざ 25周年記念フォトスポット

## < 1 > 学習センター事業

多文化共生や国際的理解、地球的規模の課題等に対する理解を深めること、非核・平和意識の普及を促進することを目的に、各種企画及び展示内容の充実を行います。各種企画の役割は、常設展示室を補完し派生させるように、構成されます。



各種企画を行うにあたり、ターゲットを絞り込み、的確なアプローチを行ってきます。



### A 展示学習事業

#### ア 事業実施の考え方

常設展示室が持つ、各展示室の特色をより深く学べるように、以下の①～⑥のプログラムを閑散期・繁忙期によって使い分け、「毎週、学べる！」モットーに、プログラムを行います。

## イ 提案内容

### (ア) パンくんプログラム

会場：こどもファンタジー展示室

対象：未就学児とその保護者

内容：ファンタジー室の妖精・パンくんのキャラクターをキャッチにして、リズムあそびや音楽、アート等、未就学児に必要なプログラムを実施します。



効果：ファンタジー室が子育て支援施設としての役割を果たし、同プログラムが保育園や幼稚園に入る子どもたちの練習にも活用されます。展示ボランティアが、先輩保護者となり、子育て世代が孤立することない環境作りを行います。

### (イ) インフォメーションツアー

会場：常設展示室を含めた館内全域

対象：すべての観覧者

内容：スタンプラリー等を使用し、常設展示室、3F企画展、2F映像ライブラリー/情報フェアラム等、プラザの活用方法をインフォメーションします。また、年に1回程度、プラザを支える、防災センター、清掃業務、中央監視の職場訪問を行い、プラザの裏側を紹介します。



効果：観覧者があーすぷらざ全体の利用方法を学ぶことで、年代に応じて、また用途に応じて、生涯あーすぷらざをリピート利用する土台作りをします。

### (ウ) 見よう！聞こう！考えよう！平和学習プログラム

会場：国際平和展示室及び映像ホール

対象：すべての観覧者

内容：平和アニメ（『はだしのゲン』、『野坂昭如戦争童話集』等）上映会と国際平和展示室でのプログラム（ボランティアによる平和語り部、ピースを集めてピースをつくるパズルワークショップ等）をコラボさせた企画を実施します。

効果：上映会とのコラボによって幅広い世代を集客し、その年齢や関心に合わせて柔軟に対応できるプログラムを行うことによって、「夏こそ、プラザで平和を学ぶ」ことを、県下に発信します。



(エ) 国際理解・地球規模の課題プログラム

会場：こどもの国際理解展示室（以下、理解室）及び国際平和展示室（以下、平和室）

対象：全来場者

内容：【プログラム案】

A	やってみよう！ 世界の遊び	「マックルック（タイ）」「蛇とはしご（ネパール）」「キヤロム（インド）」「パパンチョンカ（マレーシア）」等の世界の遊びを実際に体験する。
B	使ってみよう！ 世界の道具	展示室の再現家屋にある様々な道具「石臼」「ジュートの紐」「水差し」等をテーマに、どのように使うのかクイズを交えて紹介する。
C	話してみよう！ 世界の言葉	「ウズベキスタン(ウズベク語)」「スリランカ(シンハラ語)」等、日本とは文字も言語も異なる国の挨拶を覚えたり、自分の名前を異なる言語で書いたりする。
D	鳴らしてみよう！ 世界の楽器	「アングルン（インドネシア）」「スティールパン（トリニダード・トバゴ共和国）」「ジャンベ（アフリカ）」等、様々な民族楽器を、クイズを交えて紹介し体験する。
E	作ってみよう！ 世界の楽器	「レインスティック（チリ）」「カリンバ（アフリカ）」「マニャンガ（アフリカ）」「でんでん太鼓（中国など）」等の民族楽器を身近にある材料で作る。
F	着てみよう！ 世界の衣装	クイズを通して、民族衣装の形状や素材は、その地域に住む人々の生活の知恵や工夫があることを学び、実際に民族衣装を着用する。
G	覗いてみよう！ 世界の暮らし	カナガワビエンナーレ国際児童画展の応募作品に貼られている切手を再利用した「世界の切手でしおり作り」、バン格拉デシュのジュート素材を使った「ストラップ作り」等を行う。
H	考えよう！ 世界の今	「環境問題」「気候変動」「エネルギー問題」等、今世界で起きている問題についてクイズで学び、エコ工作等を行う。

効果：常設展示室の内容を展示運営ボランティアがクイズを交えながら案内することで、より効果的な学習プログラムを提供します。

